

注記表

I. 継続組合の前提に関する注記

該当なし。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（外部出資含む）の評価は、次の通りである。

- 1) 満期保有目的の債券は、移動平均法による償却原価法である。
- 2) 子法人等株式及び関連法人等の株式は、移動平均法による原価法である。
- 3) 市場価格のあるその他有価証券については、時価法である。
- 4) 上記以外の有価証券は、移動平均法による原価法である。
- 5) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理している。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法は次の通りである。

- 1) 購買品、貯蔵品、氷については、最終仕入原価法による原価法である。
- 2) 販売品、冷凍販売品、原材料については、個別法による原価法である。

3. 固定資産の減価償却の方法は次の通りである。

- 1) 減価償却資産の償却方法は税法基準の定率法による。
- 2) 平成 10 年 4 月 1 日以降取得の建物の償却方法は税法基準の定額法による。
- 3) 取得価額 10 万円以上 20 万円未満の一括償却資産については、法人税法の規定に基づき、3 年間で均等償却を行っている。
- 4) 平成 15 年 4 月 1 日以降に取得した 30 万円未満の小額償却資産については取得時に費用処理している。
- 5) ソフトウェアの償却方法は法人税法の規定により定額法である。

4. 繰延資産の処理方法は次の通りである。

- 1) 繰延資産については効果の及ぶ期間に均等に配分し償却している。

5. 貸倒引当金は、資産自己査定実施要領、経理規程及び貸出金償却及び貸倒引当金の計上基準に則り、次のとおり計上している。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上している。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上している。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率に基づく予想損失額と税法基準で容認される繰入限度額と比較して、高い方の金額を計上している。

すべての債権は、自己査定実施要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っている。

6. 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、必要額を計上している。

7. その他の諸引当金の計上方法は次の通りである。

- 1) 賞与引当金は、職員への賞与支払いに備えるため、職員に対する賞与の見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
- 2) 遭難救助引当金は、行政庁により特に認められたものとして、定款第 23 条の規定に基づく必要額を計上している。

8. 収益及び費用の計上基準

企業会計審議会にて制定されている企業会計原則に則り計上している。

9. リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理による。

10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式である。

11. 会計方針の変更

- 1) 法人税法の改正に伴い、当期より平成 19 年 4 月 1 日以降に取得した有形固定資産について、改正の法人税法に基づく減価償却の方法を採用している。この結果従来の償却法によった場合と比較して減価償却費及び減価償却累計額は 6,873 千円増加し、経常利益及び税引き前当期

利益は同額減少している。

- 2) 利益計上した睡眠貯金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理していたが、「租税特別処置法上の準備金並び役員退任慰労金引当金等に関する監査上の扱い（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第 42 号平成 19 年 4 月 13 日）」が適用されることに伴い、当事業年度から過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更している。なお、この変更に伴う損益に与える影響はない。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の減価償却累計額は 9,557,252 千円、圧縮記帳累計額は 1,510,107 千円（うち、当期圧縮記帳額は 117,675 千円）である。
2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、リース契約により使用している。

3. 担保に供している資産は、次のとおりである。

担保に供している資産

系統預け金	3,572,180 千円（為替決済及び緊急再編資金の担保）
系統外預け金	3,000 千円（島根県収納代理業務の担保）
土地	312,005 千円（施設取得資金の担保）
建物	15,107 千円（ // ）

担保資産に対応する債務

信用事業借入金	1,772,180 千円（緊急再編資金）
長期借入金	90,000 千円（冷凍冷蔵施設資金）

上記のほか手形交換所、水道料金収納取引、全オンセンター施設移転基金としてその他の資産（差入保証金）66,496 千円を差し入れている。

4. 理事及び監事に対する金銭債権の総額は 121,173 千円である。

5. 理事及び監事に対する金銭債務の総額は 204,627 千円である。

6. リスク管理債権の内訳

- 1) 貸出金のうち、破綻先債権額は 806,284 千円、延滞債権額は 1,027,781 千円である。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じているものである。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものである。

- 2) 貸出金のうち、3 か月以上延滞債権額は 0 円である。

なお、3 か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 か月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものである。

- 3) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 20,518 千円である。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 か月以上延滞債権に該当しないものである。

- 4) 破綻先債権額、延滞債権額、3 か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 1,854,583 千円である。

なお、上記 (1) から (4) に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額である。

7. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成 11 年 3 月 31 日公布法律第 24 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行った金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布、政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める地価公示法に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出している。